



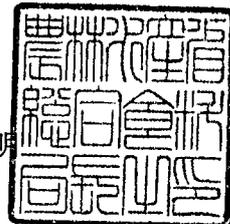
(別紙3)



18 総合第1325号
平成18・12・13商局第1号
平成18年12月15日

日本商品先物取引協会
会長 荒井 史男 殿

農林水産省総合食料局長 岡島 正明



経済産業省大臣官房商務流通審議官 松井 英生



商品取引受託業務における法令遵守の一層の徹底を図るための
自主規制の強化等について（要請）

農林水産省及び経済産業省（以下「主務省」という。）は、商品先物取引について依然として勧誘等に関する顧客からの苦情がみられることから、商品取引受託業務における法令遵守の一層の徹底を図るため、商品取引員80社を対象として、勧誘行為に係る法令遵守及び商品取引受託業務に係る苦情・紛争の再発防止策等に関する体制について、一斉に点検を行いました。その結果、別添のとおり改善を行うことが必要な事例が見受けられました。

主務省としては、一斉点検の結果を踏まえ、より一層の法令遵守の徹底を図るために、貴協会に対し、以下の措置を講じるように要請します。

記

1. 協会員に対し、次の3つの体制を整備することを求めること。さらに、これらの体制が実効的かつ継続的なものになるように、自主規制の強化を図ること。
 - (1) 商品市場における取引等につき、その委託を行わない旨の意思（その委託の勧誘を受けることを希望しない旨の意思を含む。）を表示した顧



客に対する勧誘を防止する体制

(2) 商品取引事故等の原因の分析及びそれを踏まえた再発防止策を講じる体制

(3) 商品取引受託業務に関し、法令等への違反行為に関与した役職員に対する適切な社内処分を講じる体制

2. 自主的な一層の法令遵守の推進を図るために、協会員に対して、法令等遵守体制についての自主点検を要請すること。

3. 上記の措置の実施状況について、平成19年3月31日までに主務省に報告すること。



(別添)

改善を行うことが必要な事例

1. 商品市場における取引等につき、その委託を行わない旨の意思（その委託の勧誘を受けることを希望しない旨の意思を含む。以下同じ。）を表示した顧客に対する勧誘を防止する体制が十分でない。
 - (1) 顧客のどのような発言・行為が「委託を行わない旨の意思」に該当するかの判断基準を設けておらず、委託又は勧誘の拒否の意思表示に該当するの否かを個々の外務員の判断に任せている。
 - (2) 顧客のどのような発言・行為が「委託を行わない旨の意思」に該当するかの判断基準を設けてはいるが、委託又は勧誘の拒否の意思表示に該当するの否かを外務員が適切に判断できていない。
 - (3) 外務員の申告に基づき、「委託を行わない旨の意思を表示した顧客への勧誘」を防止するための措置を講じているが、当該申告が適切かどうかを各社の管理担当部署等が確認していない。

2. 商品取引受託業務に関する苦情、紛争及び事故（以下「商品取引事故等」という。）の原因の分析及びそれを踏まえた再発防止策を講じる体制が十分でない。
 - (1) 商品取引事故等が発生した場合に、外務員等の関係者から事情を聴取して事実関係を把握しようとする努力を行っていたとしても、当該商品取引事故等が発生する原因となった自社の営業手法の問題点や管理体制が不備な点についての分析をしていない。
 - (2) 商品取引事故等が発生した場合に、当該商品取引事故等を再度発生させないようにする実効性のある再発防止策を講じていない。

3. 商品取引受託業務に関し、法令等への違反行為に関与した役職員に対する適切な社内処分を講じる体制が十分でない。
 - (1) 当該役職員に対する処分方法、処分の種類、処分基準、決定した処分の社内への周知方法のいずれか又は全てを定めていない。
 - (2) 社内処分を複数回受けている役職員がおり、社内処分が法令等の違反を抑止するための機能を十分果たしていない。